

／2025（令和7年）最新版／

年末調整 簡単チェックリスト

令和7年度 変更点チェックリスト付

※チェックリストに従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。

※あくまで参考としてご利用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。

紙面で年末調整をされている方の チェックリスト

紙面で年末調整をされている方のチェックリスト①

チェック内容	確認
従業員のマイナンバーを収集する	☐
申告書類を用意する	☐
年末調整の対象者を確認する	☐
従業員への申告書類を配布する（提出日を伝える）	☐
従業員から申告書類・控除証明書を回収する	☐
提出書類に記載漏れ等がないかを確認する	☐
年末調整の対象となる給与や賞与等が計上されているかを確認する	☐
記載項目に不明点がある場合は対象者に確認する	☐
年調年税額を算出し、還付追徴額を計算する	☐
給与や賞与において還付追徴額を精算する	☐
翌年の扶養控除等申告書内容を従業員情報に反映する（1月支給給与計算前）	☐

紙面で年末調整をされている方のチェックリスト②

チェック内容	確認
所得税徴収高計算書に年末調整結果を反映する	☐
従業員へ源泉徴収票を配布する	☐
「給与支払報告書」を提出すべき市区町村を確認する	☐
「給与所得の源泉徴収票」の提出対象者を確認する	☐
「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の記載人数・金額を確認する	☐
税務署へ「給与所得の源泉徴収票」と「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を提出する（翌年の1月31日まで）	☐
市区町村へ「給与支払報告書」「給与支払報告書総括表」を提出する（翌年の1月31日まで）	☐
	☐
	☐
	☐
	☐
	☐
	☐

令和7年度 変更点に関する チェックリスト

令和7年度 変更点に関するチェックリスト

チェック内容	確認
● 施行日と適用時期 ○ 改正は令和7年12月1日に施行され、令和7年分以後の所得税に適用されます。 ○ これにより、令和7年12月に行う年末調整や、令和7年12月以後の源泉徴収事務に変更が生じます。 ○ 令和7年11月までの給与及び公的年金等の源泉徴収事務には変更は生じません。	☐
● 主な改正内容 ○ 基礎控除の見直しが行われました。 ○ 給与所得控除の見直し(最低保障額の引き上げ)が行われました。 ○ 特定親族特別控除が創設されました。 ○ 扶養親族等の所得要件が改正されました(例: 扶養親族・同一生計配偶者の所得要件が48万円以下から58万円以下に引き上げ)。 ○ 家内労働者等の事業所得等の必要経費の最低保障額も55万円から65万円に引き上げられました。	☐
● 「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」の使用 ○ 給与所得控除の改正に伴い、この表が改正されました。 ○ 給与所得控除の見直し(最低保障額の引き上げ)が行われました。令和7年12月に行う年末調整の計算では、改正後の表を使用してください。	☐

令和7年度 変更点に関するチェックリスト

-給与所得者の扶養控除等（異動）申告書-

チェック内容	確認
記載事項に変更はありません。	☐
しかし、給与所得控除額および扶養親族等の所得要件が改正されたため、この改正により新たに扶養控除等の対象となる親族等がいる場合は、その旨を記載した「令和7年分給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の提出が必要です。	☐
新たに扶養控除等の対象となる親族等を記載する際は、申告書の「異動月日及び事由」欄に「令和7年12月1日 改正」などと記載するよう従業員に案内してください。	☐
申告書の提出期限は原則として令和7年12月1日以後最初に給与の支払を受ける日の前日までですが、年末調整を行う時までに提出があれば、その申告に基づいて年末調整を行うことができます。	☐

令和7年度 変更点に関するチェックリスト

-給与所得者の特定親族特別控除申告書（新規様式）-

チェック内容	確認
新しく創設された控除であり、適用を受けるためにはこの申告書を給与の支払者に提出する必要があります。	☐
提出期限は、その年最後に給与の支払を受ける日の前日までです。	☐
「給与所得者の基礎控除申告書」「給与所得者の配偶者控除等申告書」「所得金額調整控除申告書」との兼用様式です。	☐
特定親族の定義: 居住者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族(配偶者、青色事業専従者として給与の支払いを受ける人および白色事業専従者を除く里子を含む親族)で、合計所得金額が58万円超123万円以下の人を指します。 収入が給与のみの場合、年間収入が123万円超188万円以下であれば、合計所得金額が58万円超123万円以下となります。	☐

令和7年度 変更点に関するチェックリスト

-給与所得者の基礎控除申告書/給与所得者の配偶者控除等申告書-

チェック内容（給与所得者の基礎控除申告書）	確認
合計所得金額に応じて基礎控除額が改正されました（例：合計所得金額132万円以下で95万円控除）。	☐
提出された申告書に、その合計所得金額に応じた改正後の基礎控除額が正しく記載されているかを確認してください。	☐
チェック内容（給与所得者の配偶者控除等申告書）	確認
給与所得控除の最低保障額が引き上げられたため（55万円から65万円へ）、配偶者に給与所得がある場合は、改正後の給与所得控除額を適用して算出された合計所得金額に応じて、配偶者（特別）控除額が正しく記載されているかを確認してください。	☐

令和7年度 変更点に関するチェックリスト

-公的年金等の源泉徴収事務における留意事項-

チェック内容	確認
公的年金等の支払者は、令和7年12月の年金支払時に、改正後の一定の基礎的控除額を用いて1年間の税額を計算し、既に源泉徴収した税額との精算を行います。この精算により還付が生じる場合は、原則として支払者から還付されます。	☐
公的年金等の受給者が、特定親族特別控除の適用を受けようとする場合は、原則として確定申告をする必要があります。また、今回の改正により扶養親族等の要件を満たすこととなった親族に係る扶養控除等の適用を受けようとする場合も、原則として確定申告をする必要があります。	☐

よくある誤りやすい事項の チェックリスト

よくある誤りやすい事項のチェックリスト①

項目	チェック内容	確認
1 扶養控除等	扶養控除等申告書を提出できる人で、提出漏れとなっている人はいないか	☐
	本年中に控除対象扶養親族等に異動があった人について、扶養控除等異動申告書が提出されているか	☐
	控除対象扶養親族、障害者控除の対象となる同一生計配偶者の合計所得金額は58万円以下となっているか	☐
	特定扶養親族、老人扶養親族等の判定は正しく行われているか	☐
	寡婦、ひとり親の判定は正しく行われているか	☐
2 配偶者（特別）控除	所得者本人の合計所得金額は、1,000万円以下か	☐
	所得者の合計所得金額に応じて配偶者控除額、配偶者特別控除額の計算が正しく行われているか	☐
3 生命保険料控除	申告された保険料は、所得者本人が支払ったものか	☐
	分配を受けた剰余金や割戻しを受けた割戻金は、支払った保険料の額から差し引かれているか	☐
	保険料を支払ったことが分かる証明書類があるか	☐
4 地震保険料控除	地震保険料と旧長期損害保険料の区分が正しくされてるか	☐
	保険料を支払ったことが分かる証明書類があるか	☐

よくある誤りやすい事項のチェックリスト②

項目	チェック内容	確認
5 社会保険料控除	申告された保険料は、社会保険料控除の対象となるものか	☐
	所得者本人または、所得者と生計を一にする親族が負担することになっている社会保険料で、所得者本人が支払ったものか	☐
	国民年金の保険料や国民年金基金の掛金について、支払ったことが分かる証明書類があるか	☐
6 (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除	住宅の取得等をした人と申告者（所得者本人）が同一人か	☐
	居住の用に供した後、本年12月31日まで引き続き居住しているか	☐
	借入れ等をしている者と申告者（所得者本人）が同一人か	☐
	(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除は、算出所得税額の金額を限度としているか	☐
7 集計	臨時に支給した給与、現物給与（経済的利益）、認定賞与等について集計の対象としているか	☐
	未払の給与や賞与であっても、本年中に支払の確定したものについて集計の対象としているか	☐
	納付する税額がない場合であっても、所得税徴収高計算書（納付書）を作成したか	☐
8 税額計算	課税給与所得金額は、1,000円未満を切り捨てたものとなっているか	☐
	年調年税額は、復興特別所得税を含めて算出し、100円未満を切り捨てているか	☐